

2022年9月9日

お客様各位

LASHIC 少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の給付金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ感染症」といいます。）によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、コロナ感染症に罹患された際のみなし入院の取扱いにつきまして、9月26日（月）以降、お支払いの対象を以下の通りといたしますので、ご連絡申し上げます。

<「みなし入院」による入院給付金・就業不能給付金のお支払い対象>

9月26日（月）以降にコロナ感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方といたします。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、治療薬の投与または罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

<今般の見直しの背景等>

コロナ感染症につきましては、これまで、監督官庁や関係機関からの要請等に基づき、お客様が罹患された場合、医療機関の事情などにより自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合においても、「入院」とみなして給付金のお支払いの対象として特別対応してまいりました。

今般、コロナ感染症にかかる発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨の政府発表等、状況変化も踏まえて、特別対応の取扱いを上記のとおり見直すことといたしました。

なお、コロナ感染症に罹患された際の給付金ご請求の必要書類のうち、「保健所・自治体が発行する証明書」につきましては、My HER-SYS で取得した画面での療養証明等をお使いいただけますので、併せてご連絡申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

LASHIC 少額短期保険株式会社 03-6712-6436

(受付時間：平日 9:00 ~ 17:00)

以上